

# 平成29年度 安全衛生関係各種講習会実施計画表

※講習の日時・内容は各実施機関にお問い合わせください。

※実施月の 鳥、米、倉、境、湯、はそれぞれ鳥取市内、米子市内、倉吉市内、境港市内、湯梨浜町内で実施することを示す。

鳥取労働局 <http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

講習等の種類	実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 足場の組立等作業主任者技能講習	建災、近協				建災湯				近協湯				
2 石綿作業主任者技能講習	建災、県協				建災湯						県協倉		
3 型枠支保工の組立等作業主任者技能講習	建災			倉									
4 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	建災							倉					
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	建災							倉					
6 はい作業主任者技能講習	陸災				鳥						鳥		
7 木造建築物組立等作業主任者技能講習	近協				湯								
8 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	ボ協			倉									
9 乾燥設備作業主任者技能講習	県協					倉							
10 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	県協	倉						倉					
11 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	県協					倉							
12 プレス機械作業主任者技能講習	県協										倉		
13 有機溶剤作業主任者技能講習	県協					鳥			米				
14 高所作業車運転技能講習	建災、建荷 東学	建荷倉		建災湯		建荷倉		建災湯	建荷倉	建災湯	建荷倉		
15 車両系建設機械（解体用）運転技能講習	建災、建荷		建荷倉					建災倉					
16 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	建災、建荷			建荷倉				建災倉		建災倉			
17 不整地運搬車運転技能講習	米学	← 随時開催につき、直接実施機関へお問い合わせ下さい。 →											
18 フォークリフト運転技能講習	建災、建荷				建荷倉			建災倉					
	陸災	鳥				鳥							
	県協	倉、米	米	鳥	米			鳥、倉	米			米	
	東学 山学 イ学			鳥	鳥				鳥	鳥			
19 ボイラー取扱技能講習	ボ協	← 随時開催につき、直接実施機関へお問い合わせ下さい。 →											
20 ガス溶接技能講習	県協				米	鳥	倉						
	山学 米学	← 随時開催につき、直接実施機関へお問い合わせ下さい。 →											
21 小型移動式クレーン運転技能講習	県協		鳥	米				倉		米			
	東学 米学、MS	← 随時開催につき、直接実施機関へお問い合わせ下さい。 →											
22 玉掛け技能講習	県協	鳥、米	倉、米		倉	鳥			米、倉			米	
	東学 米学、MS	← 随時開催につき、直接実施機関へお問い合わせ下さい。 →											
23 床上操作式クレーン運転技能講習	県協				米								
24 1、2級ボイラー技士受験準備講習	ボ協					倉							
25 ボイラー整備士受験準備講習	ボ協					倉							
26 ボイラー実技講習	ボ協				鳥、境							倉	
27 衛生管理者試験準備講習	県協					倉							
28 クレーン運転実技教習	県協	← 随時開催につき、直接実施機関へお問い合わせ下さい。 →											
29 新入社員・雇入れ時安全衛生教育	ボ協、協東		協東鳥、ボ協米										
30 足場の組み立て等特別教育（6時間）	建災、協東	建災倉							協東鳥				
31 足場の組み立て等特別教育（時間短縮）	建災、協西		協西米	建災倉									
32 小型車両系建設機械運転業務特別教育	建災、建荷、米学	建災倉	米学	建荷倉	建災倉	米学			米学			建荷倉	
33 酸素欠乏等危険作業特別教育	建災、ボ協、協東		ボ協倉					建災倉	協東鳥				
34 ローラー運転業務従事者特別教育	建災、建荷	建災倉										建荷倉	
35 機械集材装置運転業務従事者特別教育	林災							鳥					
36 伐木等の業務に係る特別教育	林災	倉				倉		倉		倉			
37 小型ボイラー特別教育	ボ協				鳥、境								倉
38 ダイオキシン等取扱作業特別教育	ボ協				倉								
39 アーク溶接業務従事者特別教育	協東、協西、協中、米学		協西米		米学	協中倉		米学		協東鳥	米学		
40 5t未満クレーン運転業務特別教育	協東、協西、協中			協西米				協中倉	協東鳥				
41 自由研削用とし取替業務従事者特別教育	協東、協西、協中				協西米	協東鳥		協中倉	協西米				
42 動力プレス型の金型の取扱い業務特別教育	協東								鳥				
43 特定粉じん作業従事者特別教育	協東、協西、協中、ボ協				ボ協倉	協東鳥		協西米	協中倉				
44 電気取扱業務従事者（低電圧）特別教育	協中												倉
45 巻上げ機運転業務従事者特別教育	協中				倉								
46 ロープ高所作業業務従事者特別教育	協中					倉							
47 機械研削用とし取替業務従事者特別教育	産環				鳥			鳥		鳥			鳥
48 産業用ロボット（教示・検査等）特別教育	産環				鳥			鳥		鳥			鳥
49 職長等教育（安全衛生責任者）	建災、協東、協西、協中				協東鳥	協中倉		協西米	協西米	建災倉	協東鳥		
50 丸のこ等取扱作業従事者教育	建災					倉							
51 刈払機作業従事者安全衛生教育	林災	倉		倉		倉							
52 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育	林災											倉	
53 ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育	ボ協							倉					
54 ボイラー整備士安全衛生教育	ボ協								米				
55 有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育	ボ協					倉							
56 安全管理者選任時研修	協東、協西、協中					協西米		協東鳥		協中倉			
57 安全衛生推進者養成講習	協東、協西、協中		協中倉			協東鳥	協西米						
58 斜面の点検者に対する安全教育	建災					倉							
59 振動工具（チェーンソー以外）の取扱い従事者教育	建災							倉					
60 積卸し作業指揮者講習	陸災								鳥				
61 ボイラー取扱作業主任者能力向上教育	ボ協							倉					
62 ボイラー水管理技術講習	ボ協								米				
63 熱中症予防対策講習	ボ協					倉							
64 安全管理者等安全担当者研修	協東、協西、協中				協東鳥、協西米 協中倉								
65 衛生管理者等衛生担当者研修	協東、協西、協中							協東鳥、協西米 協中倉					
66 K Y T（危険予知訓練）研修	協東、協西、協中							協西米	協中倉	協東鳥			
67 労務管理研修	協東、協西、協中										協東鳥		協西米、協中倉
68 熱中症予防労働衛生教育	協西				米								
69 リスクアセスメント研修	協西											米	
70 高所作業車特定自主検査者資格取得研修	建荷							倉					
71 車両系建設機械（整地・運搬等）特定自主検査者能力向上教育	建荷						倉						
72 車両系建設機械（整地・運搬等）特定自主検査者記録表作成コース	建荷									倉			

※お問い合わせやお申込みは下表の実施機関まで。

実施機関名(所在地)	電話	FAX
・建災…建設業労働災害防止協会鳥取県支部（鳥取市西町2丁目310）	(0857)24-2281	24-2283
・林災…林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部（鳥取市叶122西垣ビル3号）	(0857)30-5490	30-5491
・陸災…陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部（鳥取市丸山町219-1）	(0857)22-2694	27-7051
・近協…鳥取県建築技能近代化協会（東伯郡湯梨浜町はわい長瀬602-7）	(0858)47-5670	47-5671
・ボ協…日本ボイラー協会鳥取支部（鳥取市若葉台南1丁目17）	(0857)38-6178	38-6188
・県協…鳥取県労働基準協会（鳥取市若葉台南1丁目17）	(0857)52-7300	52-7311
・協東…鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南1丁目17）	(0857)52-5060	52-5061
・協西…鳥取県労働基準協会西部支部（米子市東町11 メゾン東町ビル2F）	(0859)34-5876	34-6877
・協中…鳥取県労働基準協会中部支部（倉吉市上灘町115-1 南河崎組3F）	(0858)22-9054	22-9054
・建荷…建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部（倉吉市東蔵城町120 横住ビル2F）	(0858)22-1400	23-4667
・東学…東部自動車学校（鳥取市松並町3丁目122）	(0857)22-7207	22-6900
・山学…山陰中央自動車学校（米子市南三柳3027-5）	(0859)22-4171	22-4174
・イ学…イナバ自動車学校（鳥取市里仁97-1）	(0857)31-2111	31-0008
・米学…米子自動車学校（米子市旗ヶ崎2丁目15番1号）	(0859)33-1231	33-8767
・MS…MSTC（松江市美保町森山539-3）	(0852)72-3010	60-7386
・産環…鳥取県産業環境協会（鳥取市南安長2丁目85番地）	(0857)29-1154	29-2288

## ◎平成29年度安全衛生関係免許「出張試験」のご案内

中国四国安全衛生技術センターの安全衛生免許「出張試験」が下記により行われます。

- ◆ 日時：平成29年10月21日（土）
- ◆ 場所：倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）
- ◆ 免許種目：一・二級ボイラー技士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士（クレーン限定）  
第一種・二種衛生管理者
- ◆ 受験手続：ボイラー関係は「ボ協」及び「日ボ検」、その他は「県協」「協西」「協中」で行います。
- ◆ 受付期間：窓口受付：平成29年9月4日（月）～9月6日（水）  
（郵送受付は平成29年8月21日（月）～9月1日（金）必着で「ボ協」「県協」へ）

平成29年度中国四国安全衛生技術センター及び近畿安全衛生技術センターの免許試験案内は、ホームページでご確認ください。

安全衛生技術センターホームページ<http://www.exam.or.jp/>

※日ボ検…日本ボイラー協会山陰検査事務所（米子市明治町285-1 第8近宣ビル5階）

TEL (0859)32-4865 FAX (0859)23-0543

「中国四国安全衛生技術センター」の  
トップページはこちらから



この計画表は鳥取労働局のホーム  
ページに掲載しています。



# 労働安全衛生法に基づく資格及び講習等について

労働安全衛生法令に定められている、危険有害業務従事者、作業指揮者等、管理・監督者等への安全衛生教育は、労働災害防止対策の基本です。

<p><b>* ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーを取り扱う事業場の方へ</b>                  ○ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーの製造、取扱い作業では、特定化学物質作業主任者の選任が必要になります。※平成 29 年 11 月 1 日から義務化</p> <p><b>* ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) を取り扱う事業場の方へ</b>                  ○DDVP 成形・加工・包装業務では、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。※平成 27 年 11 月 1 日から義務化</p> <p><b>* 特別有機溶剤 (次の①~③の物質) を取り扱う事業場の方へ</b>                  ○次の特別有機溶剤とその対象業務については、「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了した者から特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。                  ①エチルベンゼン (塗装業務) ※平成 27 年 1 月 1 日から義務化 ②1, 2-ジクロロプロパン (洗浄・払拭業務) ※平成 26 年 10 月 1 日から義務化                  ③クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ステレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン (有機溶剤業務)                  ※<sup>1</sup>クロロホルムほか 9 物質を含有し、かつ特別有機溶剤と有機溶剤を合計して 5% 超えるものについては平成 26 年 11 月 1 日から義務化                  ※<sup>2</sup>クロロホルムほか 9 物質の単一成分が 1% を超え、かつ特別有機溶剤と有機溶剤を合計して 5% 以下のものについては、平成 27 年 11 月 1 日から義務化</p> <p><b>* ロープ等に取付けた昇降器具により身体を保持しつつ行う作業 (ロープ高所作業) を行う事業場の方へ</b>                  ○ロープ高所作業に労働者を就かせるときは、特別教育の実施が必要になります。※平成 28 年 7 月 1 日から義務化</p> <p><b>* 足場の組立等の作業を行う事業場の方へ</b>                  ○足場の組立て、解体または変更の作業に労働者を就かせるときは、特別教育の実施が必要です。※平成 27 年 7 月 1 日から義務化</p> <p><b>* 車両系木材伐出機械 (伐木等機械、走行集材機械、簡易架線集材装置) を取り扱う事業場の方へ</b>                  ○伐木等機械、走行集材機械、簡易架線集材装置の運転業務に労働者を就かせるときは特別教育の実施が必要です。※平成 26 年 12 月 1 日から義務化</p>
---

## 1 就業制限に係る危険業務 (主なもの)

労働安全衛生法第 61 条 「事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。」

労働安全衛生法第 14 条 「事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。」

業務の内容の一例		業務に就くことができる者	備考
ボイラーの取扱	ボイラー (小型ボイラーを除く) の取扱の業務	ボイラー技士免許又はボイラー取扱技能講習修了者	ボイラー取扱技能講習修了者は一定のボイラーについてのみ取扱うことができる。
クレーンの運転	つり上げ荷重が 5 t 以上のクレーンの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許 (クレーン限定免許を含む。)	床上操作式クレーン運転技能講習修了者は床上で運転し、かつ、運転する者が荷の移動とともに移動する方式のみ運転できる。
	床上操作式クレーン (運転者が荷の移動とともに移動する方式の運転)	クレーン・デリック運転士免許 (クレーン限定免許を含む。)、床上操作式クレーン運転技能講習修了者	
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重が 5 t 以上の移動式クレーンの運転の業務	移動式クレーン運転士免許	小型移動式クレーン運転技能講習修了者は、つり上げ荷重が 5 t 未満の移動式クレーンのみ運転できる。
	つり上げ荷重が 1 t 以上 5 t 未満の移動式クレーンの運転の業務	移動式クレーン運転士免許、小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
ガス溶接等の作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許、ガス溶接技能講習修了者、職業能力開発促進法に基づく資格、その他	
フォークリフトの運転	最大荷重が 1 t 以上のフォークリフトの運転の業務	フォークリフト運転技能講習修了者、職業能力開発促進法に基づく資格、その他	道路の走行運転は、道路交通法による免許が必要となる。
車両系建設機械の運転	機体重量が 3 t 以上の車両系建設機械の運転の業務	車両系建設機械運転技能講習修了者、建設業法施行令に基づく資格、その他	(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)、(基礎工用)、(解体用)
玉掛け作業	つり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務	玉掛け技能講習修了者、職業能力開発促進法に基づく資格、その他	
ボイラー取扱作業主任者	ボイラー (小型ボイラーを除く) の取扱いの作業	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計に応じて ・特級ボイラー技士免許 ・1 級、2 級ボイラー技士免許 ・ボイラー取扱技能講習修了者	
はい作業主任者	高さが 2 メートル以上のはいはい付け又ははいくずしの作業 (荷役機械の運転者のみが行うものを除く。)	はい作業主任者技能講習修了者	

## 2 特別教育を必要とする業務 (主なもの)

労働安全衛生法第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

特別教育を必要とする業務の一例	① 機体重量 3 t 未満の車両系建設機械の運転の業務 (表面では「小型車両系建設機械運転業務特別教育」と表示) ② 自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務 (表面では「自由研削用といし取替業務従事者特別教育」と表示) ③ アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務 (表面では「アーク溶接業務従事者特別教育」と表示) ④ つり上げ荷重が 5 t 未満のクレーンの運転の業務 (表面では「5 t 未満クレーン運転業務特別教育」と表示) ⑤ 屋内において粉じん作業に従事する者 (表面では「特定粉じん作業従事者特別教育」と表示) ⑥ 動力プレスの金型等の取付け、取外しまたは調整の業務 (表面では「動力プレス機械の金型の取扱い業務特別教育」と表示)
-----------------	---

## 3 安全衛生教育体系に基づき実施要領が公表されている教育 (主なもの)

教育対象	教育の名称等の一例	内 容	関係条文・通達
経営首脳者等	経営首脳者等安全衛生セミナー	主として中小企業の経営首脳者に対する、安全衛生について理解を深めるために必要な知識等のセミナー	
管理・監督者等	安全管理者選任時研修	資格要件 (法定)	安衛則第 5 条 H18. 2. 24 基発第 0224004
	安全管理者等安全衛生業務従事者能力向上教育	安全管理者等労働災害防止のための業務に従事する者に対する、職務を遂行するために必要な知識等の教育 (定期又は随時) (法定)	安衛法第 19 条の 2 能力向上教育指針
	安全衛生推進者養成講習	労働者の危険又は健康障害の防止、安全衛生教育の実施など、事業場における安全衛生管理を遂行するために必要な知識等の教育	安衛則第 12 条の 3 厚生労働省告示第 134 号 (H21. 3. 30)
	職長等教育	一定の作業について、職長等に対する、作業を指揮、監督するために必要な知識等の教育 (法定)	安衛法第 60 条 安衛則第 40 条
	作業指揮者等教育	貨物自動車など荷の積卸し作業を指揮する者等に対する、作業の指揮等を行うために必要な知識等の教育	H25. 3. 25 基発 0325 第 1 号
	定期自主検査者等教育	車両系建設機械の定期 (特定) 自主検査に従事する者に対する、定期自主検査を行うために必要な知識等の教育 (能力向上教育)	H6. 10. 5 基発第 620 号 ほか

※ 安衛法：労働安全衛生法

安衛則：労働安全衛生規則